

水俣市文化会館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年10月22日

水俣市教育委員会

水俣市教育委員会は、水俣市文化会館（以下「会館」という。）の活動再開に際し、利用者と職員の安全を確保するための感染予防対策実施のため、今後の利用と管理のためのガイドラインを作成しておりましたが、このたび、公益社団法人全国公立文化施設協会が発した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の改訂が行われたことにより、当ガイドラインを改訂いたします。

なお、今後の政府の対処方針の変更のほか、地域における新型コロナウイルス感染の動向等を踏まえ、必要に応じて改訂を行います。

【今回の改訂の要点】

・来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とする公演については、座席が定員まで使用できるようになりました（ただし、前席2列目までは使用できません。また、ガイドラインに沿った使用が前提です）。

上記以外の公演については、マスク着用と発声の抑制の周知及び公演主催者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じたうえで、原則として収容率を定員の50%以内としてください。

・来場者が使用した座席、氏名、緊急連絡先の把握が「原則として」「可能な範囲で」になりました。

1 利用ガイドライン

ここでは、会館を公演やその他の催し（以下「公演」という。）で利用いただく公演主催者が、利用にあたって守っていただく事項をお示しします。

利用にあたって本ガイドラインに基づく公演実施が難しい場合は、会館の利用を許可しないことや、公演中にガイドラインに従わないことが認められる場合、公演等の途中であっても、注意喚起させていただくことがありますので、御留意ください。

① 公演の来場者に対して

・来場者の検温を要請するとともに、以下の場合には、入場しないよう要請してください。また、入場を控えてもらうケースがあることを、ポスター、チラシ、案内文書等で事前に周知するようにしてください。その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じてください。

ア 発熱がある場合

イ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状

ウ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と判断された者との濃厚接触がある場合

エ PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合

オ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼び掛けてください。
- ・事前に厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用を呼び掛けてください。

・入待ち・出待ちは控えるよう呼び掛けてください。

・配慮が必要な来場者、障がい者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。

・座席は原則として指定席とし、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。把握する方法としては、チケット裏面に記入欄を設けて来場時に回収するか、事前に配布した記入用紙を、公演後に回収する方法等が考えられます。

また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知してください。把握した来場者の情報は、管理者からの連絡があるまで一定期間（概ね1カ月間）、公演主催者で保管してください。個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。

② 会場入口

・来場者に対し、手洗い・手指の消毒を励行するとともに、会場の入口に手指消毒用の消毒液を極力設置してください。必要であれば、入口数を制限することも検討ください。

・会場入口の行列は、最低1mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。

③ チケット窓口（当日券売り場）

・当日券販売は、会館事務所内の当日券売り場を利用してください。やむを得ず対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。

・チケット窓口の行列では、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。

④ チケットもぎり・受付

・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用してください。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討してください。

・パンフレット・チラシ・アンケート等は事前配布できるものは極力事前配布してください。当日しか配布できないものについては、極力手渡しによる配布が無いよう、テーブル等に置くなど工夫してください。やむを得ない場合には手袋を着用してください。

・出演者へのプレゼント・差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

⑤ ホワイエ

・飲み物以外の食事は禁止とさせていただきます。

・対面で会話するような利用や、人の滞留を促すような利用は控えてください。

・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行ってください。

・開場から開演まで十分な時間を取り、密にならないようにしてください。

・常時換気にご協力ください。換気のため適温でなくなる場合があります。ご了承ください。

・人と人との距離を最低1m確保するよう努めてください。

⑥ ホール内

・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行いますのでご了承ください。

・空調は申込みが無くとも管理者の判断で稼働させる場合があります（その場合冷暖房使用料が必要となります。）のでご了承ください。

・不特定多数の来場者が触れないよう、客席扉の開閉は、公演主催者が行ってください。

・座席は原則指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる配置にしてください。

・座席の最前列は舞台前から十分な距離を取り、管理者が示す席配置（前列2列までは使用不可とします）としてください。

・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。

・ホール内での会話は控えていただくよう周知してください。

・開場後の座席の移動は休憩時や緊急時、トイレ等以外は控えてください。

・座席のひじ掛けの使用について、原則、左右いずれかに統一するように要請してください。

・公演中の携帯電話の抑制案内は、接触確認アプリの作動を妨げないようにマナーモード設定を推奨してください。

・自分の席に着席し、大声を出しての会話をしないよう呼び掛けてください。

⑦ 物販

・パンフレット等の物販を行う場合、最低1mの間隔を開けて整列していただくようにして

- ください。人が密になるような状況が回避できない物販は、許可しない場合があります。
- ・物販に関わる方は、マスク・手袋・フェイスシールド等の着用と手洗い・手指消毒を徹底してください。
 - ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
 - ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわないでください。

⑧ 楽屋・リハーサル室

- ・リハーサル室のみのご利用はできません。
- ・常時換気に努めてください。
- ・使い捨ての紙皿やコップを持ち込んで使用し、ゴミは公演主催者がお持ち帰りください。
- ・収容人数内の利用にしてください。
- ・楽屋訪問などで訪れる方も、氏名・緊急連絡先を把握してください。

⑨ トイレ

- ・トイレの混雑が予想される場合、来場者に対し最低1mの間隔を空けた整列を促すよう要請してください。
- ・トイレの数が少ないため、休憩時間は余裕をもって設定してください。

⑩ 公演関係者への感染防止策

- ・公演の運営に必要なスタッフは、必要最小限の人数としてください。
- ・公演主催者は、出演者を含み公演に従事する全ての者の緊急連絡先を把握してください。
- ・公演関係者が下記の症状に該当する場合、来場しないでください。
 - ア 発熱がある場合
 - イ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - ウ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と判断された者との濃厚接触がある場合
 - エ PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - オ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼び掛けてください。
- ・公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用を呼び掛けてください。

- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、管理者の確認を得てから取り扱ってください。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等は十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。

⑪ 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・出待ちや面会等はお控えください。

⑫ ゴミ

- ・公演にあたり発生したゴミは、公演主催者が持ち帰り処分してください。
- ・受付で配布されたチラシ等を、座席に放置して帰る事例が多く見受けられます。放置されない配布等をご検討ください。

2 管理ガイドライン

管理者である財団法人水俣市振興公社が、会館の運営にあたって、これに従事する者（財団法人水俣市振興公社及び業務委託先の職員等を含む。以下「従事者」という。）、公演主催者、来場者への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために行うガイドラインです。

① 全般

- ・1で、「公演主催者」に示した利用ガイドラインに基づき利用が行えるよう、公演主催者にアドバイス・協力等を行うこと。

- ・施設の利用許可にあたっては、公演の内容を精査し、利用ガイドラインを履行できるものか判断のうえ許可を行うこと。ただし、会館の利用は多様な形態があると考えられるため、判断が難しい場合は管理者と市で決定する。

- ・公演前後は施設内の消毒・清掃等を行う時間が必要なため、利用と利用の間隔は十分時間を取ること。必要であれば、休館日を設けるなど常に清浄な状態で施設を利用できるようにすること。

- ・公演主催者の緊急連絡先を必ず把握すること。また、来場者、出演者の情報については公演主催者が収集し、公演主催者において一定期間保管してもらうことを徹底させること。

- ・公演中は必ず現場に常駐し、適切に感染防止策が行われているかチェックすること。

- ・体調不良者が出た場合等に備え、シュミレーションの実施や連絡体制を整えること。

- ・公演主催者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設の利用をキャンセルする場合は、使用料は還付されることを周知すること。

- ・管理者自身が公演を行う場合も、「利用ガイドライン」に従うこと。

- ・感染防止のため考えられる施設の整備・修繕、備品購入等があれば市に提案すること。

- ・管理者は、従事者すべてに対し、以下の場合には施設に来館しないよう指導すること。

- ア 発熱がある場合

- イ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状

- ウ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と判断された者との濃厚接触がある場合

- エ PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合

- オ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼び掛けてください。

- ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用を呼び掛けてください。

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- ・作業を終えた後は、手洗い・手指の消毒を行うこと。
- ・従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること。
- ・従事者に感染が疑われる場合、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

② 施設内

- ・施設の開館前後には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応をとること。
- ・公演の前後及び休憩中は、会場内の換気を行うことを公演主催者に推奨すること。
- ・管理者が必要と判断した場合は、空調・換気等を公演主催者の確認なく稼働・実施する場があることを公演主催者に周知しておくこと。
- ・手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設内の適所に手指消毒用の消毒液を極力設置すること。また、不足が生じないように定期的な点検を行うこと。
- ・舞台面のみを使用の場合、利用者が入れるゾーンを区切っておくこと。
- ・利用者がいない場合は、関係者が立ち入らないよう確実に施錠しておくこと。

③ 会場入口

- ・会場の入口に手指消毒用の消毒液を極力設置すること。必要であれば、入口数を制限することも検討すること。
- ・会場入口の行列は、最低1mの間隔を空けた整列を促し、その方法について助言・協力すること。拡声器の貸与や、導線の表示等配慮すること。

④ チケット窓口（当日券売り場）

- ・当日券販売は、会館事務所内の当日券売り場を利用してください。やむを得ず対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・チケット窓口の行列では、最低1mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。

⑤ チケットもぎり・受付

- ・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用してください。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入を提案すること。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は事前配布できるものは極力事前配布してください。当日しか配布できないものについては、極力手渡しによる配布が無いよう、必要なテーブル

等を準備すること。やむを得ず手渡しする場合には手袋着用を徹底してください。

- ・出演者へのプレゼント・差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

⑥ ホワイエ

- ・飲み物以外の食事は禁止とすること。
- ・ホワイエでの対話を誘発したり、人が滞留するような使い方は許可しないこと。
- ・対面で会話することを回避するよう表示や館内放送等を行うこと。
- ・公演前後及び休憩中に人が滞留しないよう段階的な会場入り等の工夫をしてもらうこと。
- ・開場から開演まで十分な時間を取り、来場者が密にならない時間配分を推奨すること。
- ・常時換気に努めること。
- ・人と人との距離を最低1m確保するよう推奨し、必要であれば表示等を行うこと。

⑦ ホール内

- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行うこと。
- ・不特定多数の来場者が触れないよう、客席扉の開閉は、公演主催者に行わせること。
- ・座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる配置にすること。
- ・座席の最前列は舞台前から前席2列目まで撤去すること。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないよう、許可前にチェックすること。
- ・ホール内での会話は控えていただくよう周知すること。
- ・開場後の座席の移動は休憩時や緊急時、トイレ等以外は控えてもらうこと。
- ・手すりやひじ掛け、背もたれ、座面等は利用毎に消毒すること。
- ・座席のひじ掛けの使用について、原則、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ・公演中の携帯電話の抑制案内は、接触確認アプリの作動を妨げないようにマナーモード設定を推奨してください。
- ・自分の席に着席し、大声を出しての会話をしないよう呼び掛けてください。

⑧ 物販

- ・パンフレット等の物販を行う場合、最低1mの間隔を開けて整列していただくようにしてください。人が密になるような状況が回避できない物販は、遠慮していただくこと。
- ・物販に関わる方は、マスク・手袋・フェイスシールド等の着用と手洗い・手指消毒を徹底してください。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう求めること。なお、ビニールカーテン等については、火気使用設備・器具、白熱電球

等の熱源となるものの近くに設置しないよう点検すること。

- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わせないこと。

⑨ 楽屋・リハーサル室

- ・常時換気すること。
- ・湯呑等の貸与は避け、公演主催者の持ち込みによる使い捨ての紙皿やコップを使用させること。ゴミは公演主催者が持ち帰るよう周知しておくこと。
- ・定員内の利用にすること。
- ・テーブル、椅子等の物品、スイッチ、リモコン等消毒を公演前後に加え定期的に行うこと。
- ・楽屋訪問などで訪れる方も、氏名・緊急連絡先を把握するよう周知すること。

⑩ トイレ

- ・トイレの混雑が予想される場合、来場者に対し最低1mの間隔を空けた整列を促すよう要請すること。必要であれば表示等で示すこと。
- ・トイレの数が少ないため、休憩時間は余裕をもった設定となるよう、公演主催者に依頼すること。

⑪ 公演関係者への感染防止策

- ・公演の運営に必要なスタッフは、必要最小限の人数としてもらうこと。
- ・公演主催者に対し、出演者を含み公演に従事する全ての者の緊急転落先を把握し、一定の期間保管してもらうこと。
- ・公演関係者が下記の症状に該当する場合、来場しないよう説明すること。
 - ア 発熱がある場合
 - イ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - ウ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と判断された者との濃厚接触がある場合
 - エ PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - オ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼び掛けてください。
- ・公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。

- ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用をよびかけてください。

- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限すること。使用した機材等は、管理者が1点ごと確認のうえで片付けさせ、必要なものは消毒等を行うこと。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等においては十分な時間を設定させ、密な空間の防止に努めてもらうこと。
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてもらうこと。

⑫ 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定させ、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を推奨すること。
- ・出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けること。

⑬ ゴミ

- ・公演にあたり発生したゴミは、公演主催者が持ち帰り処分してもらうこと。
- ・受付で配布されたチラシ等を、座席に放置して帰る事例が多く見受けられます。放置されない配布等を推奨すること。

⑭ 公演の来場者

- ・以下の場合には、入場をお断りするよう公演主催者に要請すること。また、入場を控えてもらうケースがあることを、ポスター、チラシ、案内文書等で事前に周知してもらうこと。
 - ア 発熱がある場合
 - イ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - ウ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と判断された者との濃厚接触がある場合
 - エ PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - オ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼び掛けてください。
- ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼び掛ける表示をすること。
- ・入待ち・出待ちは控えるよう公演主催者に周知すること。
- ・公演主催者に対し、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてもらうこと。把握する方法としては、チケット裏面に記入欄を設けて来場時に回収するか、事前に配布した記入用紙を、公演後に回収する方法等が考えられる。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供さ

れることを事前に周知してもらうこと。把握した来場者の情報は、管理者からの連絡があるまで一定期間、公演主催者で保管してもらうこと。個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてもらうこと。

⑮ マイクロ飛沫感染防止策

- ・空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、施設が興行許可を取得した際の換気機能を確保すること。
- ・空気調和設備の適切な運用にとり、効果的な循環量や換気量を確保すること。
- ・施設内は、空気調和設備の運用に加え必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を行うこと。